令和8年度
放課後児童クラブ　利用のしおり

申請期間：令和７年 10 月１日（水）～令和７年 10 月 15日（水）

受付時間：午前１０時～１７時
（上記の時間以外は、各児童館にご相談ください。）

受付場所：在籍している又は入学する小学校の放課後児童クラブ（児童館）

蔵　王　町

【問い合わせ先】

＊永野児童館 Tel 33−2010	＊宮児童館 Tel 32−2003
＊円田児童館 Tel 33−2037	＊遠刈田児童館 Tel 34−2204
＊平沢児童館 Tel 33−4177	＊子育て支援課 Tel 33−2122

１ 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、放課後及び学校休業日に、保護者の就労等のための留守により、家庭での保育ができない児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

放課後児童クラブの活動内容

① 児童の安全確保、健康管理、情緒の安定
② 遊びを通しての自主性・社会性・創造性の助長
③ 遊びの活動への意欲と態度の形成
④ 児童の遊びの状況把握と家庭への連絡、情報交換
⑤ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
⑥ その他、児童の健全育成上必要な活動

対象となる児童

（1）小学校に在籍する1年生～6年生の児童であること。
（2）登下校や身の周りのことが自分でできる児童であること。
（3） 利用中に医療行為を必要としない児童であること。
（4）保護者が放課後児童クラブの利用を必要とする事由（3ページ参照）のいずれかに該当する児童であること。

利用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間（毎年申請が必要です）

放課後児童クラブ利用時間・利用料金

＜年間利用＞

利用区分	利用時間	利用料金
通常利用	（学校授業日）放課後～18:00 （長期休業日） 8:30～18:00	月額2，000円
延長利用	（学校授業日）放課後～18:30 （長期休業日） 8:30～18:30	月額3，000円
早朝利用	（長期・学校休業日等） 7:30～8:30	年額2，000円
土曜利用	8:00～18:00	月額1，000円

◇土曜利用は全地区児童を対象とし、永野放課後児童クラブ（永野児童館）1ヶ所で受け入れになります。

＜長期･学校休業日のみ利用＞

利用区分	利用時間	利用料金
年度始め･年度末休業日（春休み） 秋季休業日（秋休み） 学校行事による振替休業日	8:30～18:00	年額2，000円
夏季休業日（夏休み） 冬季休業日（冬休み）	8:30～18:00	年額2，000円
学校休業日の早朝利用	7:30～8:30	年額2，000円

放課後児童クラブの利用料は、クラブの貴重な運営費の一部として、ご負担いただいています。

休館日

＊日曜日･祝日
＊8/13～8/16･年末年始（12/29～1/3）
＊その他町長が必要と認めた日

放課後児童クラブ一覧

名称	開設場所	所在地	定員
永野放課後児童クラブ	永野児童館	円田字東上3	40人
円田放課後児童クラブ	円田児童館	円田字堀ノ内50	40人
平沢放課後児童クラブ	平沢児童館	平沢字上の台27	40人
遠刈田放課後児童クラブ	遠刈田児童館	遠刈田温泉字小妻坂山21-5	40人
宮放課後児童クラブ	宮児童館	宮字明神前60	80人

2　利用申込み手続きについて

（1）利用要件

児童の保護者（同居の家族を含む）がいずれかの「放課後児童クラブの利用を必要とする事由」に該当すること。

※育児休業期間中は、放課後児童クラブの利用はできません。遊び場利用来館をご利用ください。

（2）申込み書類

放課後児童クラブ利用申請書

年間利用・長期休業利用・土曜利用の申請書 があります。利用する内容に応じて、それぞれ提出が必要になります。児童１人につき、1部提出してください。

就労等の状況を証明する書類

放課後児童クラブの利用を必要とする事由の有無を確認するため、下表の必要書類を提出してください。65歳以上の方は証明書の提出は必要ありません。

保護者の区分 （利用を必要とする事由）	内　　容	必要書類
就　労	昼間家庭の外で就労している。（フルタイム・パートタイム・居宅内労働・自営業含む）	会社員⇒就労証明書（同居家族含む） 勤務先で証明をいただいてください。
		自営業⇒自営業従事者申立書 農　業⇒農業従事者申立書 内容を具体的に記入し、地区担当の民生児童委員の証明をいただいてください。
病　気	病気・負傷・心身に障がいがある	疾病・障害状況申立書 診断書又は障害者手帳の写し等
母親の出産	母親の出産前後（出産日予定日の前後8週）	母子手帳の写し （出産予定日がわかる部分）
親族の介護・看護	病気又は心身に障がいがある同居等親族を、常時介護、看護している。	介護・看護状況申立書 診断書又は障害者手帳の写し等
就　学	学校に通学又は職業訓練を受けている場合、その在学期間	就学状況申立書 在学証明書
その他	保育できない特別な事情があること。	申立書
次年度小学校に兄弟が在籍予定の方➡必要書類の原本1部提出 次年度幼稚園・こども園に兄弟が在籍予定の方➡必要書類の原本のコピー1部提出		

放課後児童クラブ利用決定について

各放課後児童クラブの定員の範囲内で、優先順位等により利用の可否を決定いたします。
審査後、1月頃に利用許可（不許可）書を町から通知いたします。

3 放課後児童クラブの約束　　＊お子様と一緒に確認してください。

放課後児童クラブは、１年生から6年生まで利用しています。みんなで約束を守って楽しく過ごせるようにしましょう。

◇元気にあいさつをしましょう。（ただいま、ありがとう、さようなら等）
◇ていねいな言葉をつかいましょう。
◇遊んだあとは、片付けをしましょう。
◇放課後児童クラブの物は大切につかいましょう。
◇おもちゃ、おかし、お金はもってこないようにしましょう。
◇お友達とけんかのないように、仲良く遊びましょう。

4 利用にあたっての注意事項

① 放課後児童クラブを欠席・早退するときは，事前に必ず保護者が連絡してください。（児童からの連絡は，受け付けません）

② 申請した利用時間内でのお迎えをお願いします。やむを得ず遅れる場合は，電話にて連絡してください。恒常的に利用時間を過ぎる場合は，利用が取消しになることがあります。

③ 緊急の用件で支援員から連絡する場合がありますので，必ず連絡がとれるようにしておいてください。

④ 利用申請書の記載事項に変更が生じた場合，速やかに申し出てください。利用許可申請書等に虚偽の記載があった場合は、利用が取消しになることがあります。

⑤ 放課後児童クラブ以外の事故は，保護者の責任になります。なお、児童館から習い事への外出の際も保護者の責任となりますので、ご了承願います。

⑥ **利用料は，指定期日まで納入してください。正当な理由がなく3ヶ月滞納した場合、利用が取消しになることがあります。**

⑦ 土曜利用は月額料金になります。長期休業利用は１日でも利用した場合，利用料が発生します。土曜利用・長期休業期間の日割り料金はありません。

⑧ 利用の有無に変更・中止・休止がある場合，事前に変更・中止・休止届を提出してください。事前に届出がない場合は利用料が発生します。

⑨ 感染症による学級(学年)閉鎖となっている学級(学年)に在籍している場合、当該期間中は児童クラブを利用できません。